



知って得する！



第175号 令和1年12月発行
こうめ高齢者みまもり相談室



こうめ みまもりだより

冬は感染症が流行する季節です

～楽しく、健康に過ごすためにも
予防と対策を心がけましょう～



栄養のある食事



手指の消毒



加湿



適度な運動



しっかり睡眠

感染症に負けない体を作ろう！



手洗い・うがい



換気



水分補給



マスクの着用



共用部の除菌

こうめ高齢者みまもり相談室
月曜日～金曜日
(年末年始・祝日を除く)
午前9時～午後5時



こうめ

【墨田区委託事業】
墨田区向島3丁目36番7号
すみだ福祉保健センター1階
電話 03-5619-6511
FAX 03-5608-3730

購入から助成金申請まで、指定店舗内にて**1日**で完結！

はじめてのスマホ購入で**最大3万円**を助成します！

【申請期間】※申請期間内であっても、予算額に達した場合は受付を終了します

令和7年11月1日～令和8年3月31日

【対象者】以下の条件をすべて満たす方 ※その他補助要件あり

・墨田区に住民登録があり、令和8年3月31日時点で満65歳以上の方

・初めてスマホを購入する方(ガラケーやNFC認証機能のない古いOSのスマホからの機種変更を行う方も対象)

【手続きの流れ】

①指定店舗でスマホを購入 → ②スマホ教室等(基本操作の説明)の受講 → ③助成金の申請

【持ち物】助成金申請に必要なため、以下の2点を指定店舗までお持ちください

・顔写真付きの本人確認書類 ・本人名義の口座確認書類



← 詳細は左記QRコードへ 【問合せ先】墨田区高齢者福祉課支援係 03-5608-6168

補聴器購入費を一部助成します！

【対象者】次のすべてに該当する方

- ① 墨田区に住民登録があり、満65歳以上の方
- ② 聴覚障害により、補聴器(補装具購入費)の支給を受けていない方
- ③ 耳鼻いんこう科の医師から本事業の所定の基準を満たすと認められ、当該医師の意見書等を提出することができる方

【助成額】

住民税非課税者:上限35,000円まで 住民税課税者:上限20,000円まで



【所定の基準】

三分法にて両耳の聴力レベルが50dB以上または、一側耳の聴力レベルが30dB以上でかつ、他耳の聴力レベルが70dB以上の聴力が対象

【申請方法】オージオグラム(純音聴力検査表)を添付した申請書を高齢者福祉課(区役所4階)または各高齢者支援総合センターへ提出してください。

【申請書】高齢者福祉課(区役所4階)または各高齢者支援総合センター、HPにて

<ご注意ください>

区の交付決定を受ける以前に購入した補聴器は助成対象外です。補聴器の修理、保守又は電池交換や医師の証明などの文書料は自己負担です。補聴器の購入先は、医師の紹介業者を推奨します。

【問合せ先】墨田区高齢者福祉課支援係 03-5608-6168

高齢者の方の自立した生活を支援するため

日常生活用具を給付します

【対象者】

65歳以上の在宅の方で、要介護認定を申請して、認定結果が「**非該当**」と判定を受けた方ただし、シルバーカーは歩行に障害があると認められれば、要介護認定の結果に関わらず、また、要介護認定の申請していなくても対象になります。

【助成内容】

腰掛便座、スロープ、歩行支援用具、入浴補助用具、シルバーカー
総額10万円を限度に助成

【利用者の負担金】

購入価格の1割・2割または3割負担(所得等により負担金がない場合があります。)

【問合せ先】

墨田区高齢者福祉課支援係 03-5608-6168

